

2021年3月16日

各位

名古屋市緑区鳴海町字上汐田 68 番地
中央発條株式会社
代表取締役社長 高江 暁

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、2021年4月1日をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2021年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を60,000,000株増加して80,000,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上